三　特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令　一九　二

○経済産業省、環境省

四　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一九　二

五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令　三〇　二

六　特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令　三〇　二

○経済産業省、原子力規制委員会

一　原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令　二九　118　一

○国土交通省

四九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　97　一九

五〇　船員法施行規則の一部を改正する省令　一　97　一九

五一　通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令　一六　二

五二　道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令　二八　五

○環境省

一五　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令　七　99　四

一六　一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令　二九　二

一七　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二九　118　二

一八　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令　三〇　二

一九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令　三〇　119　六三

二〇　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三〇　119　六四

○防衛省

七　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令　一六　108　七

八　国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令　三〇　120　一

九　標準的な官職を定める省令　三〇　120　二

規　則

○会計検査院

六　会計検査院退職手当審査会規則の一部を改正する規則　三〇　二

○人事院

九―五五―一一八　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則　一　97　一九

九―一二三―一七　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　一　97　二〇

一―六二　国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則　二九　117　二一

九―一七―一三八　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　二九　117　三三

九―一二三―一八　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　二九　117　三三

一〇―一四　人事院が行う研修等　二九　117　三三

一七―四　規則の制定改廃に関する職員団体からの要請　二九　117　三三

二一―〇―六　人事院規則二一―〇（人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の全部を改正する人事院規則）　二九　117　三三

告　示

○内閣府

一二九　首都直下地震緊急対策推進基本計画を策定した件　一六　108　一二

一三〇　政府業務継続計画（首都直下地震対策）を策定した件　一六　108　二三

一三一　首都中枢機能維持基盤整備等地区を指定した件　一六　108　二七

一三二　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件を廃止する件　一六　108　二七

一三三　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　二二　一

一三四　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件　二三　二

一三五―一三六　総合特別区域計画の変更を認定した件　二六　二

○宮内庁

三　天皇皇后両陛下は第六十五回全国植樹祭に御臨場になる件　一　二

四　天皇皇后両陛下は栃木県及び群馬県へ行幸啓になる件　一九　二

○国家公安委員会

二〇　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　二〇　二

二一　交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件　二六　114　五